

第三者行為災害（交通事故等）に関する労災保険給付

「第三者行為災害」とは、労災保険の給付の原因である事故が第三者(当該災害に関係する労災保険の保険関係の当事者(政府、事業主及び労災保険の受給権者)以外の方)の行為などによって生じたものであって、労災保険の受給権者である被災労働者又は遺族(以下「被災者等」といいます。)に対して、第三者が損害賠償の義務を有しているものをいいます。

● 第三者行為災害に関する提出書類

「第三者行為災害届」及び次表に掲げる添付する書類

添付書類名	交通事故による災害	交通事故以外による災害	備考
「交通事故証明書」又は「交通事故発生届」	○	—	自動車安全運転センターの証明がもらえない場合は「交通事故発生届」
念書(兼同意書)	○	○	
示談書の謄本	○	○	示談が行われた場合(写しでも可)
自賠償保険等の損害賠償金等支払い証明書又は保険金支払通知書	○	—	仮渡金又は賠償金を受けている場合(写しでも可)
死体検案書又は死亡診断書	○	○	死亡の場合(写しでも可)
戸籍謄本	○	○	死亡の場合(写しでも可)

● 念書(兼同意書)

労災保険の給付を受けられる従業員が、不用意な示談を行って労災保険の給付を受けられなくなるなど、思わぬ損失を被ることのないように念書(兼同意書)には注意事項を文面で記載してありますので、内容をよくお読みいただき、その意味を十分に理解していただいた上で記載・提出していただくよう指導してください。

また、念書(兼同意書)には、労災保険により給付された金額を限度として労災保険の給付を受けられる方がもっている損害賠償請求権を政府が取得し、第三者に対して求償を行う場合があることについても記載してあります。

● 交通事故証明書

交通事故証明書は、自動車安全運転センターにおいて交付証明を受けたものを提出してください。警察署へ届け出ていない等の理由により証明書の提出ができない場合には、「交通事故発生届(様式第3号)」を提出してください。

また、交通事故以外の場合で公的機関の証明書等が得られるときは、その証明書等を提出してください。念書及び交通事故証明書(もしくは、交通事故発生届)以外の添付書類については、上表の備考欄に該当する場合のみ必要となります。

● 第三者に対して提出を求める書類について

労災保険の給付を行う原因となった災害を発生させた第三者に該当する方は、「第三者行為災害報告書」を提出してください。

● 民事損害賠償と労災保険との調整方法

第三者行為災害における損害賠償請求額と労災保険の給付の支給調整方法には、「求償」と「控除」の2種類があります。

「求償」とは、被災者等が第三者に対して有する損害賠償請求権を、政府が保険給付の支給と引換えに代位取得し、この政府が取得した損害賠償請求権を第三者や保険会社などに直接行使することをいいます。

「控除」とは、第三者の損害賠償(自動車事故の場合自賠償保険等)が労災保険の給付より先に行われていた場合であって、当該第三者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、政府は、その価格の限度で労災保険の給付をしないことをいいます。

● 自賠償保険等に対する請求権を有する場合について

自動車事故の場合、労災保険の給付と自賠償保険等(自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済)による保険金支払のどちらか一方を受けることができます。この場合、どちらを先に受けるかについては、被災者等が自由に選べます。

しかし、先に自賠償保険等からの保険金支払を受ける場合(これを「自賠先行」と呼んでいます。)には、①仮渡金制度や内払金制度を利用することによって損害賠償額の支払が事実上速やかに行われること、②自賠償保険等は労災保険の給付より幅が広く、例えば、労災保険では給付が行われない慰謝料が払われること、③療養費の対象が労災保険より幅広いこと、④休業損害が100%で補償されること(労災保険では休業(補償)給付60%+特別支給金20%で計80%)など被災者等にとって様々なメリットがあることから、自賠先行が一般的です。

なお、自賠償保険等に引き続いていわゆる任意保険(自動車保険又は自動車共済)による保険金支払を受けるか、若しくは労災保険の給付を先に受けるかについても、自賠償保険等と同様に、被災者等が自由に選べます。

● 示談を行う場合について

示談とは、被災者が交通事故による不法行為などによって他人から損害を受けたことにより損害賠償請求権が発生した場合に、第三者との合意に基づいて早期に解決するため、当事者の話し合いにより互いに譲歩し、互いに納得し得る額に折り合うために行われるものであり、その全部又は一部を自由に免除することもできます。

例えば、労災保険への請求を行う前に50万円の損害額で以後の全ての損害についての請求権を放棄する旨の示談が成立し、その後被災者等が労災保険の給付の請求を行った場合、仮に労災保険の給付額が将来50万円を超えることが見込まれたとしても、真正な全部示談が成立しているため、労災保険からは一切給付が行われないこととなるので、十分な注意が必要です。

したがって、示談を行ったときは、速やかに管轄労働基準監督署に申し出て、示談書の写しを提出してください。